

園芸施設共済

罹災者撮影によるスマホ等の画像での
ハウス全損時の損害評価が可能となりました。



画像による損害評価は次の3つの条件をすべて満たす場合に可能となります。

- ハウスが**自然災害等で原形を失っている（ハウス本体の全壊）**こと
※被覆のみの全損は対象外
- 画像データに**撮影年月日やGPS情報を記録**できること
- NOSAI福岡の園芸施設共済メールアドレスなどへ電磁的方法で画像データを速やかに送信できること

罹災されましたら、**まずはNOSAIまでご連絡ください**。上の条件を満たす場合でも、近隣で現地確認を行う他のハウスがある際など、NOSAIが現地確認を行ったほうが効率的と判断したときは、従来どおりに現地確認を実施いたします。

ご不明な点がございましたら、NOSAIまでお問い合わせください

全損時の画像による損害評価マニュアル

このマニュアルは、ご加入中のビニールハウス・ガラス室等が自然災害等で原形を失う被害を受けた場合に、組合員ご自身に撮影していただいた被害ハウスの画像により損害評価を行うための手順等を定めたものです。

画像による損害評価の流れ

- ①全損被害発生
- ②NOSAIに電話連絡
- ③被害ハウスの撮影

画像による損害評価が可能とNOSAIが判断した場合に被害ハウスを撮影いただきます。

④画像の送付

撮影した画像をNOSAI福岡の園芸施設共済用メールアドレスに送付いただきます。

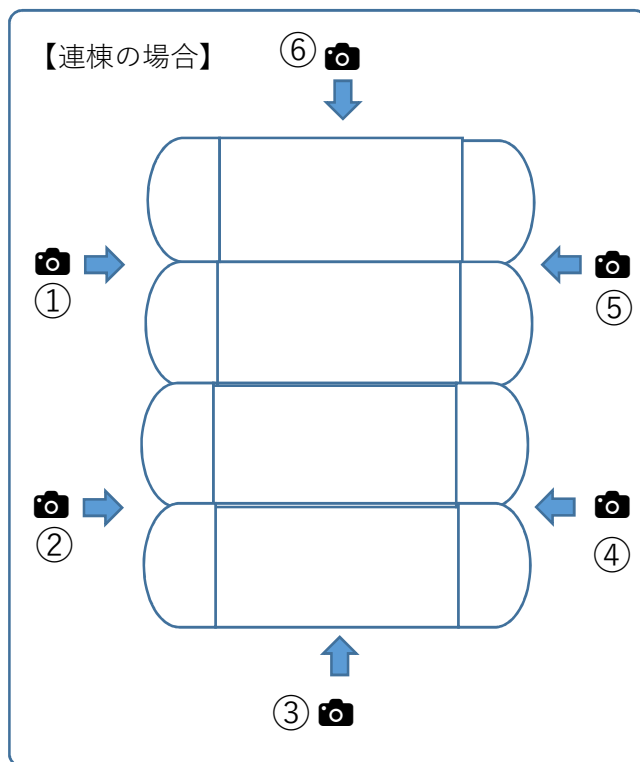
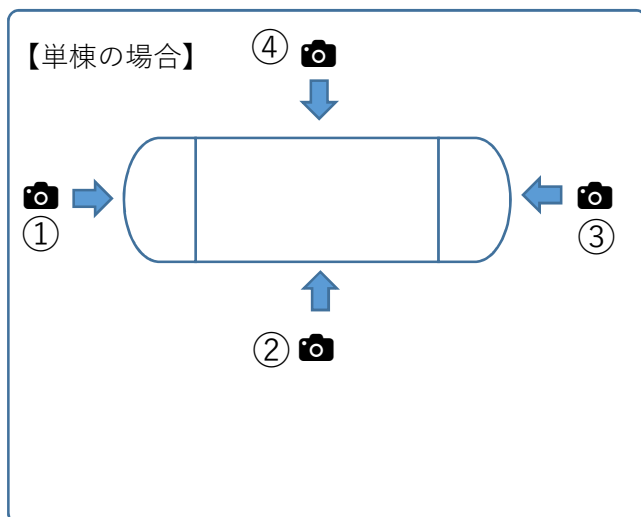
⑤ NOSAIからの電話連絡

画像の確認が取れたことをNOSAIが電話連絡します。NOSAIから連絡があるまでは、被害ハウスの撤去・復旧を行わないでください。

NOSAIからの連絡がある前に、撤去・復旧を行った場合は、共済金の一部又は全部を支払えない場合がありますのでご注意ください。

画像の撮影方法

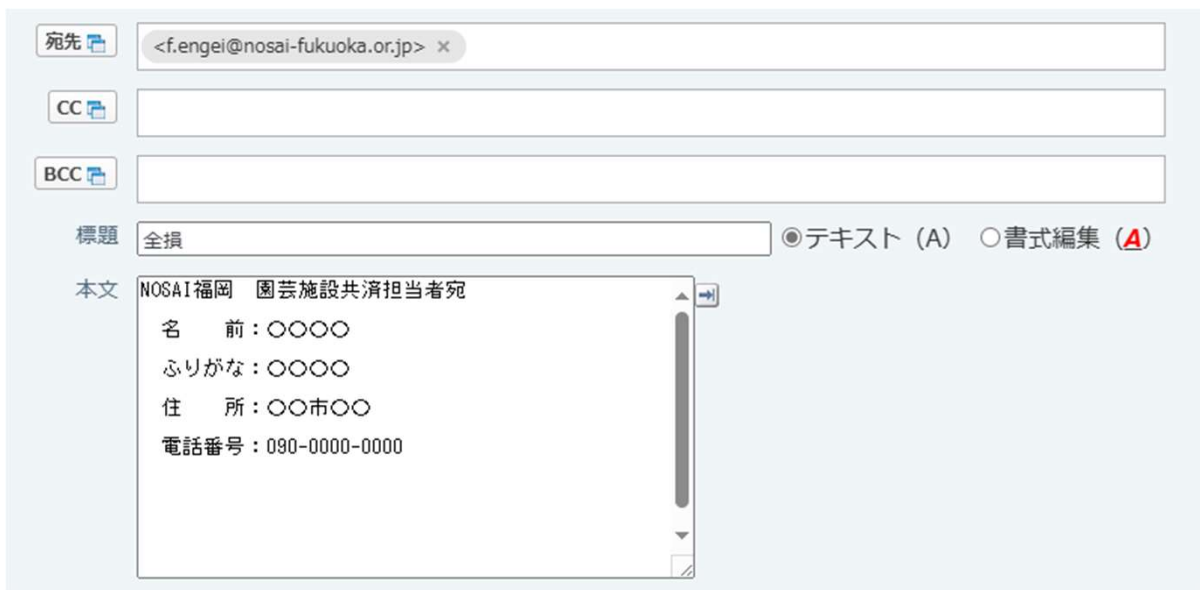
撮影時には、下のある撮影イメージを参考に複数枚撮影してください。
連棟ハウス等で、写真1枚では収まらない面がある場合は、画像に写っていない部分が無いよう複数枚撮影ください（下図は一例）



施設の一部の面が川に面している、災害によって安全に撮影ポイントに立ち入ることができない等、物理的に撮影が難しい面がある時は、その方向からの画像撮影は不要です。

画像の送付方法

NOSAI福岡の園芸施設共済用メールアドレスに画像を送付ください。



The screenshot shows an email composition interface. At the top, there are fields for '宛先' (Recipient) containing '<f.engei@nosai-fukuoka.or.jp> x', 'CC', and 'BCC'. Below these is a '標頭' (Subject) field with '全損' (Total Loss) and radio buttons for 'テキスト (A)' (Text) and '書式編集 (A)' (Rich Text). The '本文' (Body) field contains the following text:

NOSAI福岡 園芸施設共済担当者宛
名 前：○○○○
ふりがな：○○○○
住 所：○○市○○
電話番号：090-0000-0000

- ・ あて先は次のとおりです

f.engei@nosai-fukuoka.or.jp

- ・ 件名には「全損」と記載してください
- ・ メール本文には次の内容を記載してください

- ①お名前
- ②ふりがな
- ③住所
- ④電話番号

携帯電話の番号を入力ください

- ・ 撮影いただいた画像を添付ください

筑前福岡支所 TEL：092-624-2210

筑豊支所 TEL：0948-83-1007

筑後川流域支所 TEL：0946-22-3645

京築北九州支所 TEL：0930-22-0867

筑後支所 TEL：0942-53-0361

遠賀中間出張所 TEL：093-293-0113